

「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領

平成22年3月25日

土木部道路維持課長

河川課長

港湾空港課長

砂防課長

都市計画課長

農林水産部農村整備課長

農地整備課長

森林整備課長

漁港漁場整備課長

(目的)

第1条 地域の人々が道路、河川、海岸、港湾、空港、砂防、公園、治山、漁港の公共土木施設における美化活動、草刈り等の愛護ボランティア活動に取り組む団体（以下、「愛護団体」という。）に対し、「ハートフルしまね」による支援を行うことにより、公共土木施設環境の保全及び愛護ボランティア活動の輪を広げることが目的とする。

(対象施設の定義)

第2条 この要領における対象施設の定義は以下のとおりとする。

(1) 道路

「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道のうち島根県の管理に係るもの、同条第3号に規定する都道府県道及び港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第4号に掲げる臨港道路をいう。

(2) 河川、海岸

「河川・海岸」とは、河川法（昭和39年法律第167号）第5条に規定する二級河川、同法第9条第2項に規定する一級河川の指定区間、土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の6第1項の規定により県が管理する国営代行島田干拓建設事業により造成された潮受堤防及び国営代行宍道干拓建設事業により造成された湖岸堤防、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第2項に規定する公共海岸並びに漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第2項から第4項に規定する漁港区域内にある海岸のうち県の管理に係るものをいう。

(3) 港湾施設

「港湾施設」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項各号に規定する港湾施設及び同条第3項に規定する港湾区域内にある海岸のうち県の管理に係るものをいい、同条第5項第4号に掲げる臨港道路を除いたものをいう。

(4) 空港施設

「空港施設」とは、県が管理する出雲空港、石見空港、隠岐空港の空港公園、ターミナル地区駐車場、ターミナル地区道路をいう。

(5) 砂防施設

「砂防施設」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設及び急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設、並びに前記設備等に近接する県が管理する土地をいう。

(6) 公園

「公園」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する公園のうち島根県が設置する浜山公園、石見海浜公園及び万葉公園をいう。

(7) 治山海岸施設

「治山海岸施設」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業のうち、海岸防災林造成事業及び防風林造成事業により整備された施設（植栽木を含む。）並びに当該施設に隣接する県が管理する土地をいう。

(8) 漁港施設

「漁港施設」とは、漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設をいう。

(対象活動)

第3条 この要領における対象活動は以下のとおりとする。

(1) 美化活動

道路（主として、歩道等（ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設、側溝等含む）、河川、海岸、港湾施設、空港施設、砂防施設、公園、治山海岸施設及び漁港施設の清掃、緑化（中低木剪定含む）を行う活動をいう。なお、道路における美化活動の対象となる区間は50m単位として、歩道設置済区間又は緑地帯のある区間とし、作業は年2回以上行うことを原則とする。

(2) 草刈活動

道路、河川、海岸、港湾施設、空港施設、砂防施設、公園、治山海岸施設及び漁港施設の草刈りを行う活動をいう。なお、道路における草刈事業の対象となる区間は、沿道の草刈が必要な区間で50m以上かつ面積100㎡以上とし、作業は年1回以上行うことを原則とする。

なお、道路における草刈の幅は現場の状況に応じたものとし、法面の幅1mを目安とする。

(愛護団体の認定)

第4条 「ハートフルしまね」の支援を受けようとする団体は、道路、河川、海岸（漁港区域内の海岸を除く。）、港湾施設及び砂防施設については、隠岐支庁県土整備局、各県土整備事務所、浜田港湾振興センターの長、空港施設については、出雲空港管理事務所又は各空港管理所の長、治山海岸施設については隠岐支庁農林局又は各農林振興センターの長、漁港区域内の海岸及び漁港施設については隠岐支庁水産局又は各水産事務所の長（以下「地方機関の長等」という。）に認定申請書（様式第1号）を提出する。ただし、公園については浜山公園、石見海浜公園及び万葉公園の指定管理者（以下「公園指定管理者」という。）に送付することとし、公園指定管理者は、提出された申請書を地方機関の長等へ送付する。

2 地方機関の長等は、申請内容が適当と認めるときは、第2条第1項第1号から第8号に掲げる施設区分ごとにボランティア活動団体として認定し、愛護団体認定証（様式第2号）を申請者に交付する。

3 地方機関の長等は、前項の規定により認定をしたときは、愛護団体認定証の写しを当該公共土木施設の本庁所管課へ送付する。なお、道路、河川・海岸、砂防及び治山海岸施設については該当市町村へ通知し、公園については公園指定管理者に通知する。

(認定内容の変更)

第5条 前条の規定により認定された愛護団体（以下、「認定団体」という。）は、その認定内容に変更があるときは、変更届（様式第3号）を地方機関の長等に提出する。ただし、公園については公園指定管理者に提出することとし、公園指定管理者は、提出された申請書を地方機関の長等へ送付する。

- 2 地方機関の長等は、前項の変更届の提出があったときは、その写しを当該公共土木施設の本庁所管課へ送付する。なお、道路、河川・海岸、砂防及び治山海岸施設については該当市町村へ通知する。

(活動の中止等)

- 第6条 認定団体は、愛護活動を中止しようとするときは、活動中止届(様式第4号)を地方機関の長等に提出する。ただし、公園については公園指定管理者に提出することとし、公園指定管理者は、提出された中止届を地方機関の長等へ送付する。
- 2 地方機関の長等は、前項の活動中止届の提出があったときは、その写しを当該公共土木施設の本庁所管課へ送付する。なお、道路、河川・海岸、砂防及び治山海岸施設については該当市町村へ通知する。
 - 3 地方機関の長等は、認定団体の活動状況が不相当と認めるときは、認定を取り消しすることができる。ただし、公園は、公園指定管理者と協議し、認定を取り消しすることができる。
 - 4 地方機関の長等は、前項の規定により認定を取り消したときは認定取消通知書(様式第5号)により認定団体へ通知し、その写しを当該公共土木施設の本庁所管課に送付する。なお、道路、河川・海岸、砂防及び治山海岸施設については該当市町村へ通知する。

(愛護活動の事前打ち合わせ)

- 第7条 地方機関の長等は、作業範囲、作業方法等について認定団体に対し愛護活動が円滑に行えるよう適宜指導・助言する。また、公園においては、公園指定管理者も、作業範囲や作業方法などについて認定団体と事前に打ち合わせを行い、愛護活動が円滑に行えるよう指導、助言する。

(事故の防止等)

- 第8条 地方機関の長等は、事故の防止について認定団体を支援する。
- 2 事故発生の場合には、認定団体は速やかに地方機関の長等に通報するとともに事故発生報告書(様式第6号)により、地方機関の長等に報告しなければならない。
 - 3 地方機関の長等は、前項の事故発生の報告を受けた場合は、当該公共土木施設の本庁所管課へ速やかに報告する。この場合において、当該公共土木施設所管課長はボランティア傷害保険の適用に関して所定の手続きをする。

(活動実績の報告)

- 第9条 認定団体は、当該年度の活動終了後速やかに(遅くとも3月末日までに)活動実績報告書(様式第7号)を地方機関の長等に提出する。ただし、道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱、河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱の規定による実績報告をしたときは、この限りでない。
- 2 地方機関の長等は、前項の活動実績報告書の提出があったときは、その写しを当該公共土木施設の本庁所管課に送付する。

(表示板の設置)

- 第10条 道路(臨港道路除く)については認定団体の希望により、地方機関の長等は認定団体の氏名等を記入した表示板を対象区間内の道路管理上支障のない位置に設置する。
- 2 表示板の設置は原則として1基とする。
 - 3 地方機関の長等は第6条の規定により活動の中止等をした場合には第1項の規定で設置した表示板を撤去することが出来る。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

「島根県道路愛護ボランティア制度実施要領」、「島根県河川・海岸愛護ボランティア活動団体登録要領」「『しまねのみなと』愛護ボランティア活動団体登録要領」、「『しまねの砂防』愛護ボランティア活動団体登録要領」及び「『しまねの公園』愛護ボランティア活動団体登録要領」は廃止する。ただし、廃止前の各要領により認定した団体については、この要領第4条による認定をしたものと見なす。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。